

衆議院憲法審査会 盛岡地方公聴会（2014年11月17日）における意見陳述
配布資料

『集団的自衛権と憲法の変遷論』 日本大学名誉教授 小林宏展

はじめに：

- I. 国連憲章第51条：個別的・集団的自衛権
 - II. 個別的自衛権
 - III. 集団的自衛権
 - IV. 集団的自衛権の適用例：湾岸戦争：朝鮮戦争との比較において
 - V. 憲法の変遷論
 - VI. 日本国憲法に於ける集団的自衛権
- 結論と展望

今般の閣議決定による新たな政府解釈は、集団的自衛権の適用可能性を容認することによって慣習一般国際法と国連憲章に近づいた。

このような解釈を左派勢力は、自衛隊が海外で戦争を行い、日本が戦争に巻き込まれる事になるとの宣伝を強化している。

この主張は既に1960年の岸内閣時代の安保改正過程で見られたもので、古い主張の焼き直しに過ぎない。

この種の主張に対しては、通常伝統的な「抑止論」が対置されている。これに更に伝統的な格言「平和を望むなら、戦争に備えよ (si vis pacem para bellum)」もつけ加えられる。

換言するならば、私の知人元ドイツの連邦軍総監がかつて述べたように、『連邦軍は、戦争を強いられることがないために、戦争できる状態を維持し続けなければならない。』と言う事になる。集団的自衛権の適用可能性の容認は、前記の伝統的な知恵と密接に関連している。この点からしても、日本の左派系メディアの主張は「世界の常識は日本の非常識」の典型的用例と見做されよう。

近い将来の政府及び議会の任務は、この閣議決定を何らかの形で自衛隊法、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の改定、そして不可欠な非常事態基本法、そして改正憲法の中に組みこむところにある。その目標は、自由民主主義、法治国家、人権擁護の実現及支援にある。この目標からしても、「巻き込まれ論」に惑わされた価値中立主義に固執してはならない。

「自然は飛躍しない (natura non facit saltum)」のであるから、日本も、普通の国家として、積極的に平和に貢献すべきである。